

令和5年

# 区民委員会会議録

とき 令和5年1月23日

品川区議会

令和5年 品川区議会区民委員会

日 時 令和5年1月23日（月） 午後1時00分～午後1時28分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 中塚 亮 君 副委員長 小芝 新 君  
委員 本多 健信 君 委員 鈴木 博 君  
委員 塚本 よしひろ君 委員 おくの 晋治 君  
委員 藤原 正則 君 委員 松本 ときひろ君

出席説明員 伊崎 地域振興部長 川 島 参 事  
（地域活動課長事務取扱）  
吉野 戸籍住民課長 遠藤 商業・ものづくり課長  
山崎 文化スポーツ振興部長 篠田 文化観光課長

○午後1時00分開会

**○中塚委員長**

ただいまより、区民委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察報告書についておよびその他と進めてまいります。

本日の委員会もこれまでと同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限としております。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

---

**1 報告事項**

(1) 引越し手続きのオンラインサービス開始について

**○中塚委員長**

初めに、予定表1の報告事項を聴取いたします。

(1)引越し手続きのオンラインサービス開始についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○吉野戸籍住民課長**

私から、引越し手続きのオンラインサービス開始について、ご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

「1.目的」についてです。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴いまして、令和5年2月6日より全ての区市町村でマイナポータルを通じた、転出届の提出や転入予定の区市町村への来庁予定の連絡が可能となります。引越しに伴う行政手続き等のオンライン化を進めまして、各手続きにおける区民の利便性向上を図ることを目的としております。

次に、「2.手続きの流れ」についてです。本サービスは、行政手続きのオンライン窓口であるマイナポータルを利用して手続きを行います。マイナポータルのぴったりサービスから「引越し」を選択しまして、転出・転入、転居の内容を入力します。また、入力の際に新しい住所地の自治体へ来庁する予定日や来庁場所を入力します。オンラインで入力した内容が届出書に反映されることから、来庁後の記入が不要になるので、手続きの時間の縮減を図ることが可能となります。当区でも体制や対応方法などは検討しております。

次に、「3.手続き可能窓口」についてです。戸籍住民課をはじめ、転入・転出ができる6か所の地域センターになります。

次に、「4.スケジュール」についてです。令和5年1月31日から2月5日まで、現在のオンライン転出届から、新サービスの引越しオンラインサービスへ切替作業を実施し、令和5年2月6日から新サービスの利用を開始いたします。

最後に、「5.その他」についてです。民間事業者が構築します「引越しポータル」は、電気・ガス・水道の各種ライフラインの関連手続きがオンライン申請で可能となります。また、マイナポータルとの連携も予定しております。利用可能となる時期は未定となっております。

**○中塚委員長**

説明が終わりました。

本件について、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

## ○おくの委員

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴いということ、この法律で制定されたことが2月6日から施行されることに伴って、引っ越しに伴う行政手続き等のオンライン化が実施されるという理解でよろしいのでしょうか。まずこれを伺います。念のため。

それから次に、マイナポータルを通じた転出届や転入予定の区市町村への来庁予定の連絡が可能となるということで、マイナンバーカードを持つ人が前提になってこの手続きを利用できるということですが、マイナンバーカードを持っていない人は、これまでどおり区役所や地域センターの窓口で手続きが行え、何も変更がないのか、何らかの不利益をこうむるようなことはないのか、その点をお伺いいたします。

## ○吉野戸籍住民課長

2月6日なのですけれども、こちらに関しましては、委員のご指摘のとおりでして、2月6日、デジタル社会の、こちらの関係法律が制定されたことに伴ってのものになります。

それから、マイナンバーカードがない方なのですけれども、こちらは今までどおり手続きはそのまま、手で書いていただいとということ、可能になります。

## ○おくの委員

分かりました。これもマイナンバーカードを持つことでサービスが増えるということなのですけれども、これは意見なのですが、最近、マイナンバーカードを持つことによって受けられるサービスが一気に増えてきていると思います。マイナンバーカードを普及させたいという政府の意向が働いているのだろうと思います。

しかし、マイナンバーカードというのは、プライバシーとか個人情報の保護とかという点について、まだまだ住民、国民の方は不安を覚えているという点があると思います。この不安にやはり正面から応え切れていないと思いますので、応えないまま、マイナンバーカードのサービスを拡大していくのは、私はやめるべきだと思います。

これを意見として述べさせていただきます、終わります。

## ○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

## ○松本委員

この整備ですね、オンラインの届出ができるのは、品川区でもできる状態かと思うのですけれども、この新しいサービスと、既存のサービスもマイナンバーカードを利用して転出届、オンライン手続きということでホームページ上も掲載されていると思うのですが、この既存のものと今回のものの違いとか、どういう差があるのかということのご説明をお願いいたします。

## ○吉野戸籍住民課長

今のオンラインのものなのですけれども、こちら、委員ご指摘のとおり、マイナンバーカードを使います。実際にはCS端末を用いるわけではすけれども、住基ネットワークを使いまして、実際には異動されるという形になります。異動届出書は、オンラインのほうは、転入地では必ず書かなければいけないのです。転入地のほうで異動の申請書を書かなければいけないのですけれども、今回のオンラインサービスに関しましては、届出地のほうでは届出書が出力されまして、その内容を確認しまして、署名だけで済むような形になります。

それから、転入するに当たって、いつ手続きに行きますという予約もできるような形になっています。

ただし、時間は指定できないのですけれども、いつ来られるということで、こちら準備ができるというような、そういった手続きになります。

**○松本委員**

既存のオンラインのほうの転出というのは、これは品川区でやられていたということでしょうか。それで今回のマイナポータル、マイナポータルということは全国でということ、これまでは基盤は品川区で予算をかけて整備していたけれども、それが国の予算で新しい仕組みになるという理解でよろしいでしょうか。

**○吉野戸籍住民課長**

委員のご指摘のとおりになります。今までのものに関しましては、マイナポータルを使わずに、グラファーという独自のものを使っておりました。

**○松本委員**

グラファーですね。今おっしゃったものは、これまではどのくらいの費用をかけていたのか。その意図としては、これが全国のほうに移行するということは、品川区としての費用というのはなくなると理解していいのか、それはどのくらいの額なのか、分かればお願いいたします。

**○吉野戸籍住民課長**

今度のサービスに関しましては、全て補助金のほうになります。ですので、グラファーのほうの使用料なのですけれども、そちらはかからなくなります。

**○松本委員**

これまでのグラファーは、これは区の持ち出しというか、補助、国庫とか、全くなかったという理解でよろしいでしょうか。

**○吉野戸籍住民課長**

委員のご指摘のとおり、これまでは区の持ち出しという形になっておりました。

**○中塚委員長**

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

**○塚本委員**

届出は必ず窓口に来なくてはいけないという話だったのですけれども、ここで、まず、転出・転入で、転出届とかをオンラインで、資料の(1)で入力して……、ごめんなさい、あまり引っ越しをしたことがないので、具体的に分かっていないのですが、何がどう変わるのかをしっかり理解したいと思いますので、改めての質問なのですが、転出届等、オンラインで(1)で入力しますと。旧自治体で転出届を審査して、完了後、本人宛てに通知が来ますと。来庁予定日に転入先の自治体の窓口で転入手続きをすると。引っ越しする方は、引っ越し先の自治体に、転入届のときだけは、今後も窓口で直接出向くと。これはあるのだけれども、転出元の、引っ越し元の住所の自治体に出向く手間は省けるようになりましたと。こういう理解でよろしいですか。

**○吉野戸籍住民課長**

転出のときには、オンライン上で申請をしまして、なので、そのときには来庁は要りません。その後、転入のときには、やはりその方の本人確認が必要になりますので、転入のときだけ、必ずマイナンバーカードをお持ちになっていただいて、そこで手続きをしていただくという形になります。今までは申請書を書いていただいていたのですけれども、その申請書自体が署名だけで済むようなサービスになります。

#### ○塚本委員

もう一つ、転居のほうなのですけれども、オンラインで転居情報を入力して、これもやはり来庁予定日というのがあって、窓口で転居手続きと。これは転入のときと同じようなことをするということなのでしょうかと。もしそうだと、やはりここも来庁して本人確認をせざるを得ないものなのか、マイナンバーカードで基本的には個人認証されているわけなので、誰が転居届を出しているのか特定されているわけだから、窓口まで来なくても転居を認めるということではできないのではないのかなと思うのですが、そこが来てくださいますと、なっている事情というのはどういうところでしょうか。

#### ○吉野戸籍住民課長

これに関しましては、マイナンバーカードには顔写真がありまして、まず間違いなくあなたが引っ越されてきますねという確認をしますので、転入と同様に、やはり転居も不正を防ぐという意味で、まず顔と一致させていただいて、それで手続きを行うという段取りになっています。

#### ○塚本委員

そのような手続き、必ず1回本人確認、本人の顔写真つきのもので本人が間違いなく窓口で確認しますということは、これは法律で決まっていますのか。それとも区としての判断なのか、そこを教えてください。

#### ○吉野戸籍住民課長

こちらなのですけれども、住民基本台帳法で本人確認をするようにということで、あと戸籍法でも本人確認をするようにということで、こういったことは決まっております。

#### ○中塚委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) 「第3 2回伝統の技と味／しながわ展」の開催について

#### ○中塚委員長

次に、(2)「第3 2回伝統の技と味／しながわ展」の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○遠藤商業・ものづくり課長

それでは私から、「第3 2回伝統の技と味／しながわ展」の開催について、ご説明申し上げます。委員会の資料ということでお配りしておりますので、A 4の資料を基にご説明させていただきます。

「1 目的」でございます。こちら、記載のとおり、品川区の伝統的産業を区民に広く紹介し、区内の伝統的産業の振興と発展を図るというものでございます。

「2 日時」でございます。令和5年2月11日土曜日、翌日の12日日曜日と、両日とも午前10時から午後4時でございます。

「3 会場」でございます。きゅりあん7階イベントホールを利用して実施いたします。

「4 主催者」でございます。こちら、品川区と品川区伝統工芸保存会の2つが主催という形になってございます。

「5 出展者」および「6 主なイベント」でございますが、こちら、一緒にチラシをつけさせていただいておりますので、こちらのほうが分かりやすいかと思っておりますので、こちらでご説明させていただきます。

表面につきましては、今ご案内いたしました日程、時間、会場などを記載させていただいているところでございます。

裏面に行きまして、こちらが詳しい内容という形になっております。こちら、記載がありますけれども、通常、伝統工芸保存会の会員の皆様がそれぞれのブースを設けまして、実演と販売と。ちょうど一番下になりますが、こちらのメンバーの方が、書いている中の4人ほどは欠席という形になりますけれども、実演と販売をさせていただくというものになっております。

それから、その上で、イベントといたしまして、まず上段になります。こちら、「ふれあい教室」と書いてありますけれども、いわゆる匠の技を実際に体験していただけるもの、あるいは職人が行っている伝統工芸の成り立ちや歴史などの講義を中心に行わせていただくというものでございます。

それから中段下になりますが、左側の「伝統の味」でございます。こちら、ふだんは商店街でご活躍されております、お茶、パン、お米、和菓子の4店からご出展いただくことになっております。また、その下に、商店街連合会あるいは観光協会にご協力いただきまして、記載の商品などを販売するということになっております。ただ、今回、感染症がまだ引き続きまん延している状況でございますので、会場内では飲食はご遠慮いただきまして、全てお持ち帰りいただくということで進めるような形になっております。

それから右の下になりますけれども、「遊び」という形になっております。こちらは、ご家族でお子さんを連れて来場される方が非常に多いイベントでございますので、お子さんのコーナーを設けておまして、昔遊びのコーナー、けん玉とかコマとかという部分ですね。それから一番下に書いてあります早川町の間伐材を使った積み木遊びのコーナーを用意しました。

また、真ん中になりますけれども、SDGsについて学ぼうというところで、SDGsの普及啓発、ちょうど子どもが読みやすいようなもので10枚ほどのパネルを展示して、そこでご理解いただくというようなものも用意しているところでございます。

それではまた資料に戻らせていただきます。5番、6番はご説明しましたので、最後の「7 予算額」でございます。こちら、トータルで411万5,000円を計上させていただいております。内訳につきましては、会場等使用料等、そのほか、会場運営経費、実演等委託料、ポスター・ちらし作成他という形の数字になっているところでございます。

なお、最後になりますけれども、まだ感染状況が懸念されるところでございますが、基本的にこの内容でやらせていただければと思っております。ただ、状況等によって、伝統工芸保存会と協議いたしまして、一部の事業については、場合によっては、特にふれあい教室の部分ですね、実際に手にとってという部分がございますので、ここの部分については事業縮小という可能性もあるということでご承知おきいただければと思っております。

#### ○中塚委員長

説明が終わりました。

本件について、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○おくの委員

この伝統の技と味、私も何度か見させていただいて、やはり実際に見ると、本当に感動するような、感動を受けます。とてもよい事業なので、どんどんやっていただきたいですし、続けていていただきたいと思います。これが32回も続いているというのは、本当に素晴らしい事業をやっているんじゃないかなと思っております。

今回のチラシ、QRコードというのですか、チラシにホームページに飛ぶマークが入っていて、ちょっとやってみたのですけれども、そうしますと区のホームページに飛ぶのです。この第32回のしながわ展のもう少し詳しい説明というか、そういうページに飛ぶのですけれども、せっかくだったら、事務的なお知らせだけではなくて、伝統工芸で出されている商品とか、それを作られている職人の思いや、あるいはそういった歴史などを書いたりといった、一番いいのはきゅりあんに行ってみていただくことなのではけれども、行かなくても分かるよというようなホームページにしておく、もっといいのではないかなと思ったのですが、こういう感じでデジタル化を進めていただくと、非常にいいデジタル化になるのではないかなと思ったのですけれども、その点、いかがでしょうか。

#### ○遠藤商業・ものづくり課長

日常の活動だとかいうところで、こちらのほうで事業の写真撮影をして、それを載せたり、あと、伝統工芸保存会のほうでもホームページを持っていて、活動などの周知といたしますか、こういうことをやっていますということでご案内させていただいているところでございます。今回、こういう形のイベントで、いわゆる検索の件数が増えるだろうなというところでもありますので、その辺、うまく活用して、今の委員ご指摘の部分も含めまして、思いとかそういうものがあれば、そういう部分も広げられるような形で、工夫を考えていければと思っております。

#### ○おくの委員

ぜひそういうふうに、伝統工芸に関するもっとたくさんの情報が入ってくるようなホームページを作っていただいて、そこへ飛べるようなことになっていたらいいなということです。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○本多委員

第32回を迎えまして、本当に事業がそれぞれ展開されることを望みますが、この長い歴史の中で、匠の技の種類ですか、これがどういうふうになっているのか。例えば一人親方でやられている方とかが、後継者とかが、その辺、もちろん自助といいますか、自主的に努めていかなければいけない、努力していかなければいけない部分だと思うのですが、32回の歴史を見て、匠の技の種類がどうなっているのか、それぞれの種別です、その辺の推移を簡潔に教えていただきたいのと、それぞれの皆様の後継者ですとか、その辺の現状です、それと、区としてここまではできるとか、何かそういう後押しといいますか、その辺の現状について教えてください。

#### ○遠藤商業・ものづくり課長

伝統工芸保存会の現状というところでございますけれども、3年前までは27人ほどの会員の皆様がいらっしやったのですが、お亡くなりになったり、やめられたりという部分があって、現在21人となっています。どちらかというと、正直、減っているというところがあります。ただ一方で、例えばお弟子さんをとられていたりということで、個々の職人でやはりもっともっと大きくしていかなければいけないと思っているところはあるみたいなので、そこら辺のところ、その方をきっかけにというか、その人を、横展開という言い方は変ですけども、そういう部分で何とか盛り上げていければなということ、うちのほうでも考えているところがございます。

ただ、なかなか技術自体を、やはり後継ぎとなりますと、正直、応募するというのも変なのではけれども、そもそも弟子をとらない、これでやめるのだとおっしゃっているようなところで、なかなか厳し

い部分で、区としてもお話を聞くところではあるのですけれども、その後どういう展開というか、どういう支援をしていくというところでは、なかなか難しい部分があるかなと考えているところがございます。

#### ○本多委員

ありがとうございました。本当に自主的に努力していかなければいけない部分も多いかと思いますが、ぜひ伝統を後世に伝えることを課題に置いて、努めていただければと思います。要望で終わります。

#### ○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○塚本委員

すみません、1つだけ確認させてください。昔遊びのコーナーとかを設けるとのことで、結構いろいろな区のイベント、区というか地域のイベントなどでも、最近、昔遊びのコーナー、お子さんがけん玉をやったり、コマを回したりというのをよく見かけていて、品川区として昔遊びのコーナーとかをやるに当たって、地域の団体とかそういうのがしっかりあって、そういうのがかなり密に昔遊びのコーナーで連携できるような関係が醸成されてきているのか、現状を教えてください。

#### ○遠藤商業・ものづくり課長

今回の昔遊びのコーナーについては、特別にそういう専門家といいますか、そういう方を配置する予定はないというのが正直なところでございます。過去にはコマ回しの、大道芸に近いようなことをやられている方とかをお呼びしたのですけれども、今回は都合がつかないということで、物だけを置くような形になっております。

ただ、お子さんには大変人気があるというところがありますので、ほかのところとの連携といいますか、昔遊びのコーナー、こういうところを扱っている所管と、以前、NPOの支援なども、私はやらせていただいたことがありますので、そういう方を知っているところではありますので、そういう部分、お子さんに昔の遊びになじんでもらうというところで、私どもでも貢献できればなと思っているところでございます。

#### ○塚本委員

所管が違うのですかね。少なくとも道具がないと駄目といいますか、コマとかけん玉とか、結構な数。そういうのは、区としては多分持っていないくて、どこかからさくっと借りられるような状況にあるのですか。

#### ○遠藤商業・ものづくり課長

こちら、例えば児童センターとかはあろうかと思いますが、ただすみません、今回どこから持ってくるかというのはお答えが難しいところですが、ただ、経験から、いろいろなところで持っているかなと思っております。

#### ○中塚委員長

ほかによろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

以上で、本件および報告事項を終了いたします。

---

## 2 行政視察報告書について

#### ○中塚委員長

次に、予定表 2、行政視察報告書についてを議題に供します。

既にお手元に配付しておりますが、9月16日の委員会終了後に行われました報告会の記録を基に、報告書を調製させていただきました。

このような形で議長に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ありがとうございます。それでは、この内容で議長に報告させていただきます。

以上で、本件を終了いたします。

---

3 その他

○中塚委員長

最後に、予定表 3 のその他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ないようですので、私から 1 点ご案内いたします。

去る 12 月 21 日の委員長会において、議長より、来期の各常任委員会における所管事務調査の調査項目を決定する上で参考となるよう、所管事務調査の現況報告を提出してほしい旨の依頼がありました。本委員会におきましても、これまで取り組んでまいりました「商店街の活性化について」および「中小企業支援について」、それぞれ調査・研究を行い、また、これに関連して行政視察も行ってきましたので、議長からの依頼のとおり、活動の現況を報告してまいりたいと考えております。

こちらの文面につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ありがとうございます。それでは、そのように報告させていただきます。

議長に報告する文面につきましては、後日、皆様にもお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午後 1 時 28 分閉会